



1. 新型コロナウイルス感染症対策で利用可能な厚労省の助成金まとめ

3月10日に発表された新型コロナウイルス感染症緊急対策に関する雇用・事業継続の活用できる助成金を紹介します。

◎**雇用調整助成金**:業種を問わず、受注量減や行政の要請での事業所閉鎖、労働者の発症による自主的な事業所閉鎖、子の世話のため休暇取得など生産体制の維持等が困難になった等、影響を受ける事業主が対象。特例により、直近1カ月の生産指標が前年同期比10%以上減、雇用期間6カ月未満の労働者も対象の他、過去1年以内に本助成金を受給していても可能。支給限度日数は1年間で100日(3年間で通算150日)の制限とは別枠で受給可能となっています。助成額は、休業手当相当額。休業等を実施したのち必要書類を労働局に提出して支給申請を行います。

◎**時間外労働等改善助成金[テレワークコース]**:就業規則等を作成・変更し、2月17日から5月31日の間にテレワークを新規で導入し、労働者1人以上実施で対象。助成額は対象経費合計額の2分の1(上限100万円)で、対象経費は謝金、旅費、会議費、機械装置等購入費、委託費等(パソコン、スマホ等の購入費用は対象外。web会議用機器、社内のPC遠隔操作機器等が対象)。5月29日までに必要書類をテレワーク相談センターに提出して取組みを実施したのち、7月15日までに支給申請書等を提出します。

◎**小学校休業等対応助成金**:

小学校等(放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認可外保育施設等を含む)の臨時休校等により、3月31日までの間に子の世話を行うため労働者(祖父母や里親等含む)に、年次有給休暇とは別に休暇(半休、時間休を含む)を、年次有給休暇取得時同様、有給で取得させると、対象となります。助成額は、支払った賃金相当額(日額上限8,330円)です。

3月10日時点で申請期間や手続きは未定で、詳細が固まり次第厚労省ホームページ等にて公表される予定です。

2. 新型コロナウイルス感染拡大による休業について

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が続いています。報道にもあるように、特に接客業などは従業員に感染者が出た場合は消毒を行い、お店の営業を数日間中止しているケースも見受けられます。また濃厚接触者として他の従業員も検査や2週間の経過観察などで休ませなければならないため、消毒が終わったからと言って従業員を集められず、ほぼその期間は休業せざるを得ないようです。

労働基準法26条では使用者の責に帰すべき事由による休業の場合は休業手当(平均賃金の100分の60)を支払わなければならないとされています。なお、不可抗力による休業の場合は「使用者の責に帰すべき事由」にあらず、休業手当の支払義務はありません。この法律で言う不可抗力による休業とは①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であることの2つの要件を満たす必要があります。さきほど挙げた接客業の従業員で感染者が出てお店の営業を中止した場合は不可抗力と考えられ、休業手当の支払いの必要はないものと考えます。

では、感染が「疑われる」人を休ませた場合はどうでしょうか。会社としては事業継続の観点から休むよう命じることも考えられますが、疑いの段階では使用者の自主的判断とされ、「使用者に帰すべき事由による休業」となり休業手当を支払う必要があります。会社が一律「発熱がある場合は休むように」等と命じた場合も同様です。

なお、この記事は厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方角け)令和2年3月9日版」を参照しています。今後の動向により変更となることもありますので厚生労働省から発信される情報にもご注意ください。

● 編集後記 ●

新型コロナウイルスが全世界に広がり続け、今まで当たり前のように手に入っていたものが入りづらくなったりなど、先行きの不透明が続いています。1日1日の大切さをしっかり噛みしめ、日々の感謝を忘れず生活して参りたいと思います。

ふくおか社会保険労務士事務所

〒180-0006 東京都武蔵野市中町2-18-16 プルミエール武蔵野103

<https://www.sharoushi-fukuoka.com/> E-mail:tusentack.foreveryone@outlook.jp

編集・発行メンバー

秋山幸子・安部眞一

隅谷泰旭・酒井嘉孝

福岡秀行

(東京都社会保険労務士会
武蔵野統括支部 所属)